

派遣法改正に基づくマージン率の公開について

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）の、情報公開が派遣元事業主に義務付けられました。

以下、当社における情報提供項目を公開いたします。

■株式会社 NSK

所在地 兵庫県三田市けやき台 4 丁目 39-2 (Live Depo 1F)

派遣労働者の数（1 日平均）	77 人
派遣先の数	26 社
マージン率	31.5%
教育訓練に関する事項	PC 研修・安全衛生教育
派遣料金の 1 日あたりの平均額	1,4161 円 （1 日 8 時間当たり換算）
派遣社員の賃金の平均	9,690 円 （1 日 8 時間当たり換算）

■マージン率の内訳

マージン率に含まれるもの

- ・ 社会保険料：雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険
- ・ 福利厚生費：派遣労働者が取得する有給休暇・健康診断費
- ・ 教育研修費：資格取得や技能講習受講費
- ・ 派遣元会社経費：営業担当者などの人件費、オフィス賃借料、募集広告費、通信費等
- ・ 営業利益